

川崎市農業技術支援センター共同研究及び受託研究取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が川崎市農業技術支援センター（以下「本公設試」という。）において、民間企業、大学、個人等（以下「企業等」という。）と共同で行う試験研究（以下、「共同研究」という。）及び企業等から受託して行う試験研究（以下、「受託研究」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 共同研究の対象は、次の各号の要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 本市農業の発展に貢献する研究であること。
- (2) 研究の成果が市内の農業従事者又は地域のために活用されるものであること。
- (3) 関係法令に違反しないものであること。
- (4) 本公設試の本来の業務に支障を生じる恐れがないこと。
- (5) 本公設試単独の研究では実現が困難であること。

2 受託研究の対象は、前項第1号ないし第4号の要件をすべて満たすものでなければならない。

(共同研究等の申出)

第3条 企業等は、市長に対して共同研究及び受託研究（以下「共同研究等」という。）の申出ができるものとする。

2 前項の申出をする企業等は、共同研究・受託研究申出書（第1号様式）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）

- (2) 企業等の概要がわかる案内パンフレット、経歴書等の資料
- (3) 共同研究等計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申出があった場合、別に定める川崎市農業技術支援センター共同研究及び受託研究審査要領に基づき、前条の受入基準に従い受入れの可否を決定し、その結果について、共同研究及び受託研究受入可否通知書(第3号様式)により申出者に通知するものとする。

4 前項の規定により受入れを決定した共同研究等について、必要に応じて共同研究契約又は受託研究契約を締結するものとする。

5 本市が企業等に共同研究の申出を行う場合は、前条第1項の基準を適用する。また、必要に応じて企業等と共同研究契約を締結する。

(共同研究等に要する費用等)

第4条 共同研究に要する費用及び作業分担は、本市と共同研究を実施する企業等(以下「共同研究機関」という。)との共同研究契約において定めるものとする。

2 受託研究に要する直接材料費及び本公設試が指定する施設の使用料は、本市に受託研究を申出た企業等(以下「委託者」という。)が負担するものとする。

3 共同研究等によって本市が取得した設備、治工具等の所有権は、本市が有するものとする。

(共同研究の特許権等)

第5条 共同研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権(以下「特許権等」という。)の帰属は共同研究機関との協議により定めるものとするが、原則として発明、考案、意匠及び品種の育成

(以下「発明等」という。)は本市と共同研究機関の共同出願とし、特許権等の帰属に対する持ち分は発明等に寄与した割合とする。

2 特許権等の取得、維持に係る経費等は、特許権等の持ち分に応じて双方で負担するものとする。ただし、共同研究機関が独占的な実施を希望する場合には、特許権等の取得及び維持経費等を共同研究機関が全額負担することを条件に、独占的实施を認めることができるものとする。この場合、本市は特許権等を自ら実施しないことを明示したうえで、共同研究機関との協議により、必要に応じて不実施補償の支払いを求めるものとする。

3 本市が特許権等を出願する場合には、川崎市職員の職務発明等に関する規則(平成14年川崎市規則第27号)に定めるところによるものとする。

4 前項の規定によって本市が承継した特許権等の持ち分の譲渡を共同研究機関が求める場合には、川崎市財産条例(昭和39年川崎市条例第9号、以下「財産条例」という。)に定めるところにより、特許権等の持ち分の譲渡ができるものとする。

(受託研究の特許権等)

第6条 受託研究の結果生じた特許権等は、本市に帰属するものとする。

2 本市が特許権等を出願する場合には、前条第3項を適用する。

3 前項の規定によって本市が承継した特許権等の譲渡又は実施許諾を委託者が求める場合は、財産条例に定めるところにより、譲渡又は実施許諾することができるものとする。

(共同研究等の中止又は期間延期)

第7条 本市は、天災等やむを得ない理由により共同研究等中止又

は期間延長しなければならない場合、研究成果及び研究費の取り扱いについて共同研究機関又は委託者（以下「共同研究機関等」という。）と協議を行い、中止又は期間延長できるものとする。

（研究完了の報告）

第 8 条 本市は、共同研究等が完了したら速やかに共同研究機関等に報告するものとする。

（共同研究等の成果の取扱）

第 9 条 本市が、共同研究等の成果（報告、論文、試作品の内容、その他共同研究等の内容に関するもの）を第三者に知らせるときは、共同研究機関等にあらかじめ同意を得るものとする。

2 共同研究機関等が、共同研究等の成果を第三者に知らせるときは、あらかじめ本市の同意を得るものとする。

（適用除外）

第 10 条 共同研究機関等が国、地方公共団体等の公的機関である場合は、この要綱の全部又は一部を適用しないことができるものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、共同研究等を実施するにあたり必要な事項は、共同研究機関等との協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 22 日から施行する。

共同研究・受託研究申出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所

所 属

代表者職・氏名

印

[連絡担当者] 氏 名
所 属 ・ 職 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

川崎市農業技術支援センター共同研究及び受託研究取扱要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申出します。

研 究 名	
研 究 内 容	
総 事 業 費	千円
企 業 等 の 概 要	
共 同 研 究 等 計 画 書	

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所

所 属

代表者職・氏名

印

申出者及び申出者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、共同研究等受入れの取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報^をを神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

〔役員等名簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注1) 氏名にはフリガナを付して下さい。

(注2) 役員等名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

第3号様式（第3条第3項関係）

川経農技第 号

住 所
所 属
代表者職・氏名 様

共同研究及び受託研究受入可否通知書

年 月 日付けで申出のあった共同研究・受託研究について内容を審査した結果、受入を決定しましたので通知します。
受入ができませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 研究名
- 2 研究内容
- 3 理由（受入れができない場合のみ）